

平成29年度
西条市実践的高大連携教育カリキュラム構築事業支援補助金
公募要領

平成29年5月
西 条 市

1 事業の目的

この補助金は、市内高等学校と大学が連携し、複数年度にわたる長期計画を基に、実践的な教育カリキュラムの構築を目指す事業（以下「構築事業」という。）を支援することが目的です。

2 補助対象事業者

構築事業を実施する大学とします。また、事業内容が異なる場合は同一大学からの複数申請を認めます。

3 対象事業

大学が市内の高等学校の一部又は全部と連携して行う構築事業とします。ただし、国、地方公共団体、公益法人等（公益法人以外の民間団体を除く。）からの補助金等の交付を受け、又は交付を申請している場合は対象外とします。

4 補助限度額と対象となる経費

（1）補助限度額

各会計年度ごとに1構築事業あたり50万円を限度（定額）とします。

（2）補助対象期間

補助対象期間は会計年度とし、1構築事業につき、連続して3箇年度まで申請することができます。

（3）費用区分

- | | |
|------------|-------------------------|
| ・ 消耗品費 | 消耗品の購入に係る経費（概ね1万円以内の物品） |
| ・ 備品購入費 | 備品の購入に係る経費 |
| ・ 報償費 | 外部講師の招へいに係る経費 |
| ・ 光熱水費 | 施設又は設備の光熱水費 |
| ・ 旅費 | 移動に要する経費（外部講師含む） |
| ・ 使用料及び賃借料 | 自動車、会場等の借上げ等に係る経費 |
| ・ 通信運搬費 | 通信又は運搬に係る経費 |
| ・ 印刷製本費 | 教材、情報発信用資料等の作成に必要な経費 |

※ 補助経費として認められるかどうか不明な場合は個別にお問合せください。

※ 西条市役所に支払う経費は全て補助対象外となります。

5 補助事業者の選定

西条市実践的高大連携教育カリキュラム構築事業支援補助金交付申請書（様式第1号・各種添付書類を含む）に基づき書類審査を行った後、必要に応じてヒアリングを実施して補助事業者を選定いたします。

なお、補助事業者の選定にあたっては、以下の事項を中心に審査して決定しますので、関係書類にわかりやすく記載するよう注意してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 事業実施の目的が明確かどうか・ 事業実施の計画性が妥当かどうか（複数年度に渡る場合は複数年度を対象）・ 事業実施の効果が期待されるかどうか・ 事業実施スケジュールが妥当かどうか・ 収支予算書が妥当かどうか |
|--|

6 申請手続き

（1）受付期間

平成29年5月1日から平成29年10月31日まで随時受付

※申請状況によって期間内でも受付を締め切ることがあります。

(2) 提出方法

郵送または持参により、西条市企画情報部地域創生室（西条市地域創生センター内）へ関係書類一式を提出してください。

(3) 提出書類

以下の書類を添付して提出してください。なお、必要部数は正本1部とします。

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書
- ・ 事業実施スケジュール
- ・ 収支予算書（様式第2号）
- ・ その他市長が必要と認めるもの

7 審査及び結果の通知

審査結果は、応募者に文書で通知します。

なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには一切応じることはできません。

8 事業内容

(1) 実施期間

平成30年3月31日までとします。また、複数年度に渡って事業を実施する場合には、各会計年度ごとに交付申請を行っていただく必要があります。

(2) 報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了後速やかに西条市実践的高大連携教育カリキュラム構築事業実績報告書（様式第4号・各種添付書類を含む）を提出していただきます。また、複数年度に渡って事業を実施する場合には、各会計年度ごとに実績報告書及び各種添付書類を提出していただく必要があります。

(3) 補助金の支払い

補助事業者が提出した実績報告書等の内容を審査し、交付の要件に適合すると認めたときは、補助事業者から西条市実践的高大連携教育カリキュラム構築事業支援補助金交付請求書（様式第6号）を提出していただき、補助金を交付します。

9 その他留意事項

(1) 原則として、事業終了後の補助金額の確定にあたり、**支払金額を証する書類（請求書又は領収書）の写しをご提出いただく必要があります。**補助対象となる出願書類等の確認ができない場合は、当該経費に係る金額は対象外となります。

(2) 補助事業の実施に際し、提出した交付申請書と事業内容を変更する必要がある場合には、速やかに西条市企画情報部地域創生室までご連絡ください。なお、交付申請書通りに計画事業が実施されなかった場合は、補助金の支払停止及び返還を求めることがあります。

(3) 交付申請書等や実績報告書等に含まれる個人情報、当該事業の実施に必要な事項に使用します。また、交付決定後は申請者名、補助対象事業名、事業概要を西条市ホームページ等で公表させていただきます。

(4) 補助事業者は、必要に応じて活用状況を報告していただきます。

10 申請書提出先／申請に関するお問い合わせ先

機関名称：西条市企画情報部地域創生室

所在地：〒793-0003 愛媛県西条市ひうち1番地16 西条市地域創生センター内

連絡先：0897-52-5156 メールアドレス chiikisosei@saijo-city.jp